

# 被災者生活再建支援制度の 抜本的拡充を求める 請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

年 月 日

## 請願趣旨

広範囲で大きな被害を出した豪雨をはじめ、連続する台風、記録的な大雪の被害が頻発し、多くの人命が犠牲になるだけでなく、生活の基盤となる住宅が全半壊などの被害を多く受けています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことです。住宅再建は、一人ひとりの生活再建のかなめであり、地域全体の復興を左右する重要な公共性のある施策です。自然災害から国民の生命・財産を守る第一義的な責任は、国と自治体にあります。防災事業の整備・拡充、国および自治体の体制強化・充実が求められています。しかし気象事業すら削られる実態があります。

被災者の要望・運動によって防災・安全交付金を活用した支援金が自治体から支給されるようになっていますが、制度として確立していません。被災者生活再建支援法は、自然災害で住宅が損壊した被災者への支援金の支給対象を「中規模半壊」(損害割合が30%以上40%未満)までとしていますが、被災者の生活支援のためには、さらに対象範囲を広げることが求められています。自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒的多数の被災者からも「支援法」の適用を求める強い要求があがっています。

金額の点では、全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、建築資材などの資材価格上昇により自宅再建や住宅確保が困難になっています。ただちに支援金の引き上げが必要です。

憲法25条の生存権や13条の幸福追求権にもとづき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすために国によるさらなる支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国どこでも起きる可能性があります。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

## 請願項目

- 1.被災者生活再建支援法にもとづく支援金については、最高額を500万円以上に引き上げること。
- 2.支援金は、半壊や一部損壊を含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
- 3.当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

氏名	住所
	都道府県

※この署名は国会請願以外の目的で使用しません。氏名・住所の記入欄に「同上」「〃」は不可、住所は番地まで記入をお願いします。

連絡先：全国災対連（災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会）

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620

# わたしたちの運動で 拡充を実現

1995年の阪神淡路大震災を契機として、被災者の生活再建に必要な国の支援を求め運動がとりくまれました。その後、1998年に議員立法で「被災者生活再建支援法」が成立しました。

全国災対連は、各地で頻発する災害によってうまれた被災者を支援するため、地域における災害対策組織の結成などに尽力してきました。同時に、被災者に対する支援策の拡充を求める、国会請願署名をとりこんできました。

こうしたわたしたちの運動により、少しずつではありますが、支援策の拡充が図られています。



## 被災者生活再建支援法の沿革

1998年	議員立法で成立。全壊家屋に最高100万円支給
2004年	全壊・大規模半壊世帯に最高300万円支給
2007年	年齢・所得要件の廃止など
2019年	被災世帯の範囲の拡大(居住困難住宅を追加)

ほかに、東日本大震災に際し、迅速な支給を図るなど対応が図られています。

## 被災者生活再建支援法による支援金の現状 (10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村等が対象)

基礎支援金 (住宅の被害程度)	100万円	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
		建設・購入	200万円	
①全壊		補修	100万円	200万円
②解体		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
③長期避難				
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

## 要求事項

住宅再建には、支援金の額は不十分。また、半壊以下の家屋被害に対する支援金が支給されない。

支援金の増額と対象範囲の拡大が求められる。

## 災害弔慰金制度

対象災害	受給遺族	支給額
①1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害、②都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害、③都道府県内に災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害、④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母  イ. 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)	ア. 生計維持者が死亡した場合500万円  イ. その他の者が死亡した場合250万円

支援金の拡充に向け、国会請願署名にご協力を